

別添

入札公告（総合評価落札方式（簡易型Ⅱ事後確認型）
（設計内訳公開タイプ）（入札後審査型・個別事項）

下記の建設工事について、制限付き一般競争入札（入札後審査型・設計内訳公開タイプ）を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び静岡県財務規則（昭和 39 年静岡県規則第 13 号。以下「規則」という。）第 34 条の規定により公告する。この工事の入札執行等については、関係法令に定めるもののほか、本公告及び入札公告（総合評価落札方式（簡易型Ⅱ事後確認型）入札後審査型・共通事項）（以下「共通事項」という。）により行うものとする。

この入札は、静岡県電子入札システムにより執行するものとし、静岡県交通基盤部総合評価落札方式による入札の事前審査登録制度（以下「事前審査登録制度」という。）を適用する入札であり、事前審査登録制度対象となっている評価項目の根拠資料は不要である。

1－1 公 告 日 令和 8 年 9 月 28 日（月）

1－2 入札執行者 静岡県知事 鈴木 康友

1－3 この入札に関する契約条項を示す場所及び事務を担当する機関（以下「契約条項を示す場所」という。）

〒416-0906 静岡県富士市本市場 441-1
静岡県富士土木事務所総務課建設業班 電話 0545-65-2224
E-mail : fujido-soumu@pref.shizuoka.lg.jp

1－4 工事内容等

入札番号	富第 8 2 0 0 8 号
工事名	令和 8 年度[第 38-S0704-01 号]富士川支川小池川砂防メンテナンス事業（砂防）工事（堰堤改築工）
工事場所	富士市中之郷地先
工事概要等	富士川支川小池川において土砂災害から住民や人家等の保全に関して、土石流に対する砂防堰堤の安全性・安定性を確保するため、構造物の改築をするものである。
工 期	契約締結の翌日から 3 5 8 日間
使用する主要な資機材	コンクリート堰堤本体工 N=1 式 一般部コンクリート打設 V=776m ³ 堰堤補強工 N=1 式 堰堤工補強筋（さく岩機） N=1,827 本
落札方式	本工事は、企業及び配置予定技術者の技術力等と入札価格を総合的に勘案して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型Ⅱ）の施工工事である。
総合評価落札方式採用の理由	本工事は、技術的な工夫の余地が小さいが、施工の確実性を確保することが重要であるため、総合評価落札方式（簡易型Ⅱ）を適用する。

1－5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足していることについての確認を受けた者であること。

条 件	左記の詳細
(1) 静岡県建設工事競争入札参加資格の認定業種	土木一式工事かつA等級に格付されたもの
(2) 許可の種類	土木工事業に係る特定建設業の許可
(3) 経営事項審査の総合評価値	条件としない
(4) 入札参加資格条件における営業所の所在地	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所が富士土木事務所管内にあること。 「主たる営業所」とは、建設業法に基づく建設業の許可申請時（変更申請を含む）に届け出た、主たる営業所をいう。
(5) 入札参加資格条件における同種工事の施工実績	- 平成23年4月1日以降に完成し引渡しが行われているもので、国、地方公共団体又は特殊法人等（以下「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する法人をいう。）が発注した、砂防又は地滑り工事を元請として施工した実績」を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。なお、静岡県発注工事での施工実績に係る工事成績評価が64点以下の場合、参加資格条件における同種工事の施工実績として認めない。 ○参加資格条件における同種工事の施工実績を確認できる以下の書類を入札後に提出する入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）に添付すること。 ・入札公告「共通事項」2－2に記載されているもの ・当該工事の概要が記された設計図書の写し等（必要な場合）
(6) 入札参加資格条件における、右に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に（専任で）配置できること。	- 平成23年4月1日以降に完成し引渡しが行われているもので、1－5（5）の工事と同種の工事の施工経験を有する者 <u>（工場製作を含む工事）</u> <u>工場製作のみが行われている期間と現場施工の期間を明確に区分することができる場合、工場製作から現場施工に移行する際に、主任技術者又は監理技術者を交代することができる。</u> <u>この場合、工場製作のみが行われている期間に配置する主任技術者又は監理技術者については、上記施工経験は求めない。また、様式第2号「入札参加資格申請書」の技術者氏名等への記載及び配置予定技術者等の資格・施工経験の確認資料の提出も不要とする。</u> ・入札執行日以前に3か月以上の雇用関係があること ・建設業法第26条の規定により、請負金額に応じた専任の主任技術者又は下請契約の合計金額に応じた監理技術者を配置すること。 監理技術者資格者証の業種（土木） なお、他工事の主任技術者又は監理技術者との兼務の可否については、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成16年3月1日付け、国総建第316号）等に基づき、発注者が判断する。 ○参加資格条件における同種工事の施工経験をj確認できる以下の書類を提出すること。（施工経験を条件とする場合）

	・入札公告「共通事項」２－２に記載されているもの ・当該工事の概要が記された設計図書の写し等（必要な場合）
(7) 技術者の専任を要する工事においては、右に掲げる基準により専任でできること。	１－８の入札日程に記載する開札日の翌日から起算して 20 日目から専任で配置できること。（土曜日、日曜日及び祝日を含む。） <u>（工場製作を含む工事）</u> <u>工場製作のみが行われている期間については、専任での配置は不要とする。</u> <u>この場合、専任での配置が不要な期間については、契約後に受発注者が協議して決定する。</u>
(8) 右に掲げる設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと	<設計業務等の受託者> 静岡コンサルタント(株) 三島市多呂 128 <当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者> ア 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者 イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
(9) その他の条件	入札公告「共通事項」２－１に記載のとおり

１－６ 技術資料

(1) 提出方法	入札前に提出する技術資料は、１－８の入札日程に記載する入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）と同様とする。 入札後に提出する技術資料は、資格確認資料と同様とする。
(2) 提出期間	入札前に提出する技術資料は、資格確認申請書と同様とする。 入札後に提出する技術資料は、資格確認資料と同様とする。
(3) 技術資料の内容	ア 入札前に提出する技術資料は以下のとおりとする。また、以下に記した様式とは別に、様式－４－１～様式－６の根拠となる添付書類（以下「根拠書類」という。）については、開札の結果、落札候補者になった者のみが提出する。 （ア） 技術資料 表紙（様式－１） （イ） 評価点確認申請書（様式－２） （ウ） 企業の施工実績等（様式－４－１） （エ） 企業の施工実績等（選択項目）（様式－４－２） （オ） 配置予定技術者の資格・施工経験等（様式－５－１） （カ） 配置予定技術者の施工経験等（選択項目）（様式－５－２） （キ） 継続教育(CPD、CPDS)の取組状況（様式－６） イ 技術資料の作成上の注意事項 【評価点確認申請書】（様式－２） a 様式の記載について ・評価項目のうち、施工の信頼性に係る「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」及び「企業の地域貢献度」について、評価項目の各様式に基づいた評価点を申請する。ただし、事前審査登録制度の対象となるものは、事前審査登録制度に登録された内容で評価するので、記載及び根拠書類を添付する必要はない。なお、様式－２の申請点に誤りがあった場合は、評価項目の各様式に記載されている内容や根拠書類に関係なく、本来の評価より自己申請が低い場合は修正を行わず、自己申請が高い場合のみ本来の評価に下方修正する。

- ・建設キャリアアップシステムの活用申請の評価にあたっては、当該工事における評価点確認申請書で「建設キャリアアップシステム」の活用申請をすること。

【配置予定技術者の資格・施工経験等】（様式－５－１）

a 様式の記載について

- ・配置を予定する主任（監理）技術者の氏名等を記載する。なお、技術資料提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を申請することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。当該工事を共同企業体で受注するときは、各構成員を評価対象とし、各構成員の配置予定技術者が複数申請された場合は、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。（複数申請する場合は、様式－５－１を複写して使用する。）また、実際の施工にあたって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等に限る。

b 根拠書類について

- ・配置予定技術者の資格を証明する資料を添付すること。
- ・令和３年度から令和７年度に静岡県が実施する「優良技術者表彰」を受けている場合は、表彰状の写しを添付すること。

【継続教育(CPD、CPDS)の取組状況】（様式－６）

a 様式の記載について

- ・評価対象は建設系 CPD 協議会加盟団体のうち、下表の 18 団体とし、各団体設定の 1 年間の推奨単位以上の単位取得がある場合に加点評価する。
- ・これらの中から該当する継続教育（1 団体）について記載する。
- ・配置予定技術者を複数申請する場合は、様式－６を複写して使用する。なお、この場合全ての配置予定技術者が推奨単位以上の単位取得がなければ評価しない。
- ・当該工事を共同企業体で発注している場合は、代表構成員又はその他構成員いずれかの配置予定技術者を評価対象とする。

団体名	年間推奨単位 CPD 単位/年
（公社）空気調和・衛生工学会	50
（一財）建設業振興基金	12
（一社）建設コンサルタンツ協会	50
（一社）交通工学研究会	50
（公社）地盤工学会	50
（一社）全国測量設計業協会連合会	20
（公社）全国上下水道コンサルタント協会	50
（一社）全国土木施工管理技士会連合会	20
（一社）全日本建設技術協会	25
（公社）土木学会	50
（一社）日本環境アセスメント協会	50
（公社）日本技術士会	50

	(公社) 日本造園学会	50
	(公社) 日本都市計画学会	50
	(公社) 農業農村工学会	50
	(公社) 日本建築士会連合会	12
	(公社) 森林・自然環境技術教育研究センター	20
	土質・地質技術者生涯学習協議会	50
	b 根拠書類について - 各団体が発行する取得単位の証明書の写しを添付すること。(推奨単位未満の場合は不要) - 証明書の単位取得期間については、令和6年度から令和7年度までのうち、任意の1年間とする。取得単位が年度で証明される団体においては、令和6年度又は令和7年度とする。なお、下記のいずれかに該当する場合は評価の対象とならないので注意すること。 - 取得単位が1年間の推奨単位未満 - 証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や、1年間に満たない場合 - 証明書の単位取得期間が1年間であっても令和6年4月1日より前の日を含む場合 - 証明書の単位取得期間が1年間であっても令和8年3月31日を超える日を含む場合 - 取得単位が年度で証明される団体で、令和5年度又は令和8年度の証明の場合 ※技術資料に添付する根拠書類のうち、資格確認資料の添付資料と同一のものは省略できる。	

1-7 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

各評価項目について下記の評価基準に基づき加点するものとする。

ア 企業の施工能力について

評価項目	評価対象期間	評価基準	配点	最大得点
工事成績評定点の平均点(県の平均点以上を評価する)*1	令和5年度から令和7年度	82点以上	3.0	3.0
		80点以上 82点未満	1.5	
		80点未満	0.0	
		64点以下の実績がある場合は得点を減点する	-1.0	

*1 工事成績は建設事務総合システム(静岡県知事部局、企業局、がんセンター局、教育委員会、警察本部の発注工事)に登録された過去3か年度(令和5年度から令和7年度に完成した当初契約金額500万円以上の工事)の平均点(当該工事の発注業種と同業種)で評価する。また、当該業種の成績評定点がない場合は、加点評価しない。

注) 当該工事をJV(特定)で実施する場合は、各構成員の成績評定点の平均点とし、契約金額に出資比率を乗じた額が500万円以上の場合に、平均点算出の対象とする。

注) 当該工事をJV(経常)で実施する場合は、当該JV(経常)の成績評定点を評価対象とす

る。

注) JV（特定）が受注した工事の成績評定点は、各構成員を評価対象とする。

注) JV（経常）が受注した工事の成績評定点は、当該 JV（経常）を評価対象とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
優良工事等の表彰実績の有無*1	令和6年度 又は 令和7年度	知事表彰の実績あり	1.5	1.5
		部長表彰の実績あり*2	1.0	
		出先事務所長表彰の実績あり*3	0.5	
		表彰の実績なし	0.0	

*1 令和6年度又は令和7年度の表彰（表彰対象工事はそれぞれの前年度完成工事）とする。表彰対象は静岡県（交通基盤部、財務部、くらし・環境部、経済産業部、企業局）が行う、優良工事表彰・安全工事表彰・地域貢献表彰・ICT優良工事表彰・働き方改革工事を対象とする。

*2 企業局の局長表彰は、部長表彰に相当するものとして評価する。

*3 建築関連工事の局長表彰、参事表彰は、出先事務所長表彰に相当するものとして評価する。

注) 当該工事を JV（特定）で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

注) 当該工事を JV（経常）で実施する場合は、当該 JV（経常）を評価対象とする。

注) JV（特定）工事の表彰実績は、各構成員を評価対象とする。

注) JV（経常）工事の表彰実績は、当該 JV（経常）を評価対象とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
週休2日推進工事の施工実績の有無*1,2	令和7年度	4週8休以上の実績が複数件あり	1.0	1.0
		4週8休以上の実績あり*3	0.5	
		実績なし	0.0	

*1 静岡県（建築工事は除く）が発注した工事において、令和7年度に完成、引渡しが完了した工事を評価対象とする。なお、対象工事は「静岡県週休2日推進工事（土木工事等）実施要領」に基づく特記仕様書（「静岡県週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書」）の添付のある工事とする。

*2 「静岡県週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書」に基づく工事の根拠書類は、備考欄に週休2日推進工事（4週8休以上）若しくは週休2日推進工事（工期全体（通期））、又は週休2日推進工事（月単位の週休2日（合計））の記載がある工事検査結果通知書の写し及び工事成績評定通知書の写しを提出すること。「静岡県週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書」以外の特記仕様書が添付された工事の根拠書類は、現場閉所率により4週8休以上の実績が判別できる週休2日区分算定表の写し及び工事成績評定通知書の写しを提出すること。（複数件の実績がある場合は、2件以上の実績を証明する書類を提出すること。）

*3 現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上とする。（現場閉所率＝休工日数／対象期間日数）

注) 当該工事を JV（特定）で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

注) 当該工事を JV (経常) で実施する場合は、当該 JV (経常) を評価対象とする。

注) JV (特定) 工事の施工実績は、各構成員を評価対象とする。

注) JV (経常) 工事の施工実績は、当該 JV (経常) を評価対象とする。

注) 工事成績評定が 64 点以下のものは施工実績として評価しない。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
建設キャリアアップ システムの活用申請 の有無*1, 2	制限なし	活用申請あり	0.5	0.5
		活用申請なし	0.0	

*1 一般財団法人 建設業振興基金によって運営がなされている建設キャリアアップシステムの活用申請のある元請を評価対象とする。

*2 活用申請とは、当該工事における評価点確認申請書での建設キャリアアップシステムの活用申請とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
I C T活用工事又は 3次元データ納品工 事の施工実績の有無 *1, 2	令和6年度 又は 令和7年度	全ての施工プロセスに I C T活用*3	1.0	1.0
		一部の施工プロセスに I C T活用*3 又は 3 次元データ納品工事	0.5	
		その他	0.0	

*1 発注業種が『土木一式工事、しゅんせつ工事、舗装工事、とび・土工・コンクリート工事』の工事のみ評価対象とする。

*2 ICT 活用工事は、国又は地方公共団体が発注した工事において、令和6年度又は令和7年度に完成・引渡し完了した工事を評価対象とする。また、3次元データ納品工事は、静岡県交通基盤部が発注した工事において、令和6年度又は令和7年度に完成・引渡し完了した工事を評価対象とする。

*3 施工プロセスの各段階(「交通基盤部発注工事における I C T活用工事の試行要領」による。)

【一般土木工事(土工、舗装工、地盤改良工)】

- ① 起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ I C T建設機械による施工
- ④ 出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

※舗装工については、「①起工測量」及び「④出来形管理等の施工管理」の施工プロセスの実績が無くても全ての施工プロセスの実績があるものとみなす。

※静岡県発注工事以外の施工実績においては、「⑤3次元データの納品」の施工プロセスの実績が無くても全ての施工プロセスの実績があるものとみなす。

【港湾土木工事(浚渫工、基礎工、ブロック据付工)】

- ① 起工測量
- ② 数量計算
- ③ I C Tを活用した施工
- ④ 出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

※静岡県発注工事以外の施工実績においては、「⑤3次元データの納品」の施工プロセスの実績が無くても全ての施工プロセスの実績があるものとみなす。

なお、ICT建設機械とは、3次元マシンコントロール技術、3次元マシンガイダンス技術を用いた建設機械である。

根拠書類は、ICT活用工事は、発注者へ提出した、全ての施工プロセス又は一部の施工プロセスの活用実績が判別できる施工計画書や協議書等（承諾又は受理等された押印のあるもので、該当部分の抜粋とする）の写し及び工事成績評定通知書の写しを提出すること。また、3次元データ納品工事は、発注者へ提出した、協議書や情報共有・電子納品事前チェックシート等（承諾又は受理等された押印のあるものとする。ただし、押印が省略されている場合は押印不要）の写し及び工事成績評定通知書の写しを添付すること。

注）当該工事をJV（特定）で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

注）当該工事をJV（経常）で実施する場合は、当該JV（経常）を評価対象とする。

注）JV（特定・地域）工事の施工実績は、出資比率20%以上の各構成員を評価対象とする。

注）JV（経常）工事の施工実績は、当該JV（経常）を評価対象とする。

注）静岡県発注工事の場合は、工事成績評定が64点以下のものは施工実績として評価しない。

評価項目	評価対象期間	評価基準	配点	最大得点
静岡県ICT普及啓発活動の実績の有無 *1	令和6年度 又は 令和7年度	静岡県ICT普及啓発活動の実績あり	0.5	0.5
		静岡県ICT普及啓発活動の実績なし	0.0	

*1 静岡県（交通基盤部、経済産業部）が発注した工事において、令和6年度又は令和7年度に完成・引渡し完了し、「ICTマイレージプログラム活動報告書」により担当監督員の確認を受けた工事を評価対象とする。

注）当該工事をJV（特定）で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

注）当該工事をJV（経常）で実施する場合は、当該JV（経常）を評価対象とする。

注）JV（経常）工事の施工実績は、当該JV（経常）を評価対象とする。

注）工事成績評定が64点以下のものは施工実績として評価しない。

評価項目	評価対象期間	評価基準	配点	最大得点
品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況	令和8年3月31日時点	ISO9001 若しくは 14001、又はエコアクション21の認証を取得済み*1	1.0	2.0
		認証を取得していない	0.0	
	平成23年4月1日から令和8年3月31日	ISO9001を活用した監督業務による工事を実施した企業には更に加点する*2	+1.0	

*1 令和8年3月31日時点でISO若しくはエコアクション21の認証取得がある場合（有効期間内のもの）を評価対象とする。

*2 平成23年度以降に静岡県が発注した工事において、ISO9001を活用した監督業務による工事実績がある場合（工事完成までにこの取扱を中止した工事は除く）はISO9001認証取得活用監督業務等承認通知書の写し及び工事成績評定通知書の写し等、実績を証明できる書類を添付すること。なお、令和8年3月31日までに完成し、引渡し完了した工事を評価対象

とする。

注) 当該工事を JV (特定) で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

注) 当該工事を JV (経常) で実施する場合は、当該 JV (経常) を評価対象とする。

注) JV (特定) 工事の施工実績は、各構成員を評価対象とする。

注) JV (経常) 工事の施工実績は、当該 JV (経常) を評価対象とする。

注) 工事成績評定が 64 点以下のものは施工実績として評価しない。

イ 配置予定技術者の能力について

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
技術者の資格	制限なし	1 級土木施工管理技士又は同等の資格*1	2.0	2.0
		2 級土木施工管理技士 (種別: 土木)	1.0	
		その他	0.0	

*1 次に示す資格を同等の資格とする。

同等の資格	技術士建設部門、技術士総合監理部門 (建設)
-------	------------------------

注) 当該工事を JV (特定) で実施する場合は、各構成員の配置予定技術者を評価対象とする。

注) 当該工事を JV (経常) で実施する場合は、代表構成員の配置予定技術者を評価対象とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
優良技術者の表彰実績の有無*1	令和 3 年度から 令和 7 年度	部長表彰の実績あり*2	2.0	2.0
		出先事務所長表彰の実績あり*3	1.0	
		表彰の実績なし	0.0	

*1 令和 3 年度から令和 7 年度の表彰 (表彰対象工事はそれぞれの前年度完成工事) とする。表彰対象は、静岡県 (交通基盤部、経営管理部、財務部、くらし・環境部、経済産業部、企業局) が行う優良技術者を対象とする。

*2 企業局の局長表彰は、部長表彰に相当するものとして評価する。

*3 営繕関連工事の理事・参事表彰は、出先事務所長表彰に相当するものとして評価する。

注) 当該工事を JV (特定) で実施する場合は、各構成員の配置予定技術者を評価対象とする。

注) 当該工事を JV (経常) で実施する場合は、代表構成員の配置予定技術者を評価対象とする。

注) JV (特定・経常) 工事の表彰実績は、代表構成員を評価対象とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
継続教育 (CPD、CPDS) の取組状況*1	令和 6 年度から 令和 7 年度までのうち任意の 1 年間	継続教育の証明あり (各団体推奨単位以上取得)	1.0	1.0
		継続教育の証明なし又は各団体推奨単位未満の取得	0.0	

*1 建設系 CPD 協議会加盟団体のうち、推奨単位を設定している団体の継続教育を評価する。令和 6 年度から令和 7 年度までのうち、任意の 1 年間において、各団体設定の 1 年間の推奨 (目

標) 単位以上を取得している場合を評価する。

注) 当該工事を JV (特定) で実施する場合は、各構成員の配置予定技術者を評価対象とする。

注) 当該工事を JV (経常) で実施する場合は、代表構成員の配置予定技術者を評価対象とする。

注) 配置予定技術者を複数申請する場合、全ての配置予定技術者が推奨単位以上の単位取得がなければ評価しない。

ウ 企業の地域貢献度等について

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
企業の地理的条件	制限なし	富士市内に（主たる）営業所あり	1.0	1.0
		その他	0.0	

注) 当該工事を JV (特定) で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

注) 当該工事を JV (経常) で実施する場合は、当該 JV (経常) を評価対象とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
災害協定に基づく活動実績の有無*1	令和8年3月 31日時点	災害協定の締結あり*2	0.5	1.5
		災害協定の締結なし	0.0	
	令和3年度 から 令和7年度	発注機関における活動実績あり*3	+0.5	
	令和8年3月 31日時点	建設機械の所有*4	+0.5	

*1 災害協定に基づく活動実績は、令和3年度から令和7年度に静岡県（土木事務所、農林事務所及び港湾・漁港関係事務所（局））が災害協定に基づく出動要請を行い、令和7年度までに完成、引渡しが完了した活動実績（工事）を評価対象とする。

*2 災害協定は静岡県知事部局との協定を対象とし、活動実績（工事）についても静岡県との協定に基づくものとする。なお、「災害協定の締結あり」とは、令和8年3月31日時点で協定を締結しているものとする。災害協定には、家畜伝染病発生時における緊急家畜処分業務に関する協定を含む。

*3

+0.5 加点となる発注機関*3	発注機関（富士土木事務所）
------------------	---------------

*4 災害協定を締結している者のうち、令和8年3月31日時点で、建設業法に基づく経営事項審査で認定する建設機械（ショベル系掘削機、トラクターショベル、ブルドーザー、移動式クレーン、モーターグレーダー、ダンプ車、締固め用機械、解体用機械又は高所作業車）を3台以上有する（自社所有又は長期リースによる保有）ものとする。

注) 当該工事を JV (特定) で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

注) 当該工事を JV (経常) で実施する場合は、当該 JV (経常) を評価対象とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
有事の際の備え	令和8年度	災害時事業継続計画審査による適合等 *1	0.5	0.5
		適合通知なし	0.0	

*1 当該発注業種が「土木一式工事」の場合、静岡県建設技術監理センターの災害時事業継続計画審査結果又は国土交通省中部地方整備局の災害時の基礎的事業継続力の認定証により令和8年度版の適合通知（有効期間内）を受けたものを評価する。

注）当該工事をJV（特定）で実施する場合は、代表構成員を評価対象とする。

注）当該工事をJV（経常）で実施する場合は、当該JV（経常）を評価対象とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準	配点	最大得点
地域貢献の 活動実績の有無	令和7年度	企業の活動実績あり*1	0.5	1.0
		協働活動の支援実績あり*2	0.5	
		実績なし	0.0	

*1 【企業の活動実績】令和7年度に実施した実績を評価対象とする。

静岡県内の公共土木施設*3の美化活動や環境保全活動で、企業が自発的に行う活動や企業が所属する協会等が主催する活動への活動実績を評価する。

静岡県との協働による公共土木施設*3の維持管理等に関する活動（リバーフレンドシップ制度、しずおかアダプトロードプログラム、砂防サポートプログラム、ポート・サポーター制度、維持管理活動等）の活動実績を評価対象とし、一社一村しずおか運動による活動への活動実績についても評価対象とする。

[根拠書類]

- ① 行政機関若しくは町内会長の記名等による証明書、感謝状、新聞記事、地域情報誌等で新聞記事や地域情報誌は、実施時期、実施内容及び会社名が証明できるものとする。

企業が所属する協会等主催の活動は、協会員として企業が参加したことが証明できる資料とする。

*2 【協働活動の支援実績】令和7年度に実施した実績を評価対象とする。

静岡県との協働による公共土木施設*3の維持管理活動等に関する活動（リバーフレンドシップ制度、しずおかアダプトロードプログラム、砂防サポートプログラム、ポート・サポーター制度、維持管理活動等）について、静岡県と同意書や協定書等を締結している特定非営利活動促進法第10条の認証を受けたNPO（以下「NPO法人」という。）に所属する社員に対し、この活動への参加を認めるなどした企業の支援実績を評価対象とし、NPO法人と県が交わした同意書や協定書等の内容と活動報告書等の活動内容が合致している活動の場合に評価する。

[根拠書類]

- ① 社員であること（雇用関係）が証明できる資料
 ② 上記社員がNPO法人の構成員であることが証明できる資料
 ③ NPO法人と県が交わした同意書や協定書等
 ④ 上記社員がNPO法人の構成員として協働の取組に参加したことが確認できる資料（NPO法人作成の活動報告書（写）（NPO法人代表者の記名等が必要）、感謝状、新聞記事、地域情報誌等）で、実施時期、実施内容及び社員名が証明できるものとする。

上記①～④の根拠書類のすべてが必要

*3 公共土木施設

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担方施行令第1条に規定する河川・海岸・砂防施設・林地荒廃防止施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園・水道

注) 当該工事をJV(特定)で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

注) 当該工事をJV(経常)で実施する場合は、当該JV(経常)を評価対象とする。

注) JV(特定・地域)工事の活動実績は、出資比率20%以上の各構成員を評価対象とする。

注) JV(経常)工事の活動実績は、当該JV(経常)を評価対象とする。

評価項目	評価対象期間	評価基準	配点	最大得点
災害対応に関する実動訓練の活動実績の有無*1, 2, 3, 4	令和7年度	実動訓練の活動実績あり*5	0.5	0.5
		実動訓練の活動実績なし	0.0	

*1 発注業種が『土木一式工事』の工事のみ評価対象とする。

*2 令和7年度に実施した、県内の行政機関(国、県、市町)が開催した災害対応に関する実動訓練において、企業としての活動実績を評価する。

災害対応に関する実動訓練とは、建設業が所有する建設用機械や建設用器具又は建設業としての知識技能等を活用し、災害対応のために屋内外で人や物を動かして行う訓練を示す。

避難訓練、消火訓練、炊き出し訓練、呼び出し参集訓練、机上訓練、情報伝達訓練、会議、勉強会、研修、打合せ、訓練見学、視察、パトロール等は災害対応に関する実動訓練の対象外とする。

*3 訓練は災害協定の締結の有無に関わらず評価対象とする。

*4 訓練の参加者が企業1社あたり複数名以上の場合に限り評価対象とする。

*5 行政機関、建設業協会等、NPOや自治会等の団体組織、若しくはその代表者の押印等による証明書類、又は新聞記事、地域情報誌により実施を確認する。

証明書類等は、開催者(主催や共催)、訓練の内容、開催時期、参加人数、参加した会社名が判別できる内容(記事や写真)が記載されているものとする。

注) 当該工事をJV(特定)で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

注) 当該工事をJV(経常)で実施する場合は、当該JV(経常)を評価対象とする。

注) JV(特定・地域)工事の活動実績は、出資比率20%以上の各構成員を評価対象とする。

注) JV(経常)工事の活動実績は、当該JV(経常)を評価対象とする。

評価項目	評価対象期間	評価基準	配点	最大得点
点検・維持管理等業務委託の受注実績の有無	令和3年度から	「道路小規模修繕」等業務委託の受注実績あり*1	1.0	1.5
	令和7年度	点検・維持管理等業務委託の受注実績あり*2	0.5	
		受注実績なし	0.0	
優良業務表彰の実績の有無	令和6年度又は令和7年度	「点検業務」又は「維持管理業務」の表彰実績のある企業には更に加点する*3	+0.5	

- *1 静岡県（交通基盤部、経済産業部）が発注し、令和３年度から令和７年度に完成した業務委託とし、引渡しが完了した業務委託を評価対象とする。評価対象とする業務委託は、静岡県委託業務等成績評定要領第２条（４）に規定する点検・維持管理等業務のうち「道路小規模修繕業務委託」等の６業務委託（「道路小規模修繕」、「舗装道路補修」、「雪氷対策」、「河川小規模修繕」、「砂防関係小規模修繕」、「港湾・漁港施設等維持管理」）の受注実績とする。
- *2 静岡県委託業務等成績評定要領第２条（４）に規定する点検・維持管理等業務のうち上記*1の業務委託を除く業務委託の受注実績とする。
- *3 令和６年度又は令和７年度の表彰（表彰対象業務はそれぞれの前年度完了業務）とする。表彰対象は、静岡県（交通基盤部、経済産業部）が行う「点検業務」又は優良建設工事表彰「維持管理業務部門」を対象とする。

注）当該工事を JV（特定）で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

注）当該工事を JV（経常）で実施する場合は、当該 JV（経常）を評価対象とする。

注）JV（経常）工事の受注・表彰実績は、当該 JV（経常）を評価対象とする。

注）事業協同組合の受注・表彰実績は、事業協同組合員であり当該業務を履行する上で作業を行った企業を評価対象とする。

評価項目	評価対象 期間	評価基準		配点	最大得点
労働福祉の状況	令和 7 年度	若手技術者雇用の実績あり*2	雇用 実績*1	1. 0	1. 0
		新規雇用の実績あり*3		0. 5	
		該当なし		0. 0	
	令和 8 年 3 月 31 日時点	障害者雇用企業として名簿 （静岡県経済産業部）に登録*4		0. 5	0. 5
		該当なし		0. 0	
	令和 8 年 3 月 31 日時点	静岡県次世代育成支援企業認証制度による 認定*5		0. 5	0. 5
		該当なし		0. 0	

*1 雇用実績は、静岡県内居住者（雇用後に県内居住者となったものを含む）を雇用し、JV（特定）の係る工事においては、技術資料提出日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込みがある場合を評価する。それ以外の工事においては、静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式による入札の事前審査登録実施要領に基づく申請書提出日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込みがある場合を評価する。

*2 評価の対象となる「若手技術者」とは、令和７年度に雇用され令和８年３月 31 日時点で 40 歳以下の者とする。（新卒者雇用を含む）（事務職、技術職等の職種は問わない）年齢及び雇用を証明する根拠書類として、「健康保険被保険者証」※の写し又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し、又は、雇用証明書※健康保険被保険者証は、使用可能な経過措置期間内のものに限る。

県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運転免許証」の写しを添付すること。（住民票は、技術資料提出日が属する月の３か月前の月初め 1 日以降に発行され、個人番号（マイナンバー）の記載のないものの写し）

*3 評価の対象となる「新規雇用」とは、令和７年度の雇用とする。（定年退職後の再雇用も対

象とする)

雇用を証明する根拠書類として、「健康保険被保険者証」の写し又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し、又は「雇用証明書」を添付すること。

※健康保険被保険者証は、使用可能な経過措置期間内のものに限る。

県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運転免許証」の写しを添付すること。(住民票は、技術資料提出日が属する月の3か月前の月初め1日以降に発行され、個人番号(マイナンバー)の記載のないものの写し)

*4 根拠書類として、令和8年3月31日時点で有効期間内の「障害者雇用企業審査結果通知書」の写しを添付すること。

*5 根拠書類として、令和8年3月31日時点で有効期間内の「静岡県次世代育成支援企業認証書」の写しを添付すること。

注) 当該工事をJV(特定・経常)で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。

最大得点合計： 22.5 点

(2) 総合評価の方法

ア 評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、さらに技術資料の内容に応じ、加算点を与える。なお、標準点を100点とし、加算点の最高点数を20点とする。したがって、上記(1)「入札の評価に関する基準」によって得られた評価点(得点)に20/22.5を乗じて加算点を算出する。(小数点以下2位止め(3位を四捨五入))

加算点 = (評価点の合計) × {(加算点の最高点数) / (評価点の最高点数)}

イ 総合評価は、標準点と加算点の合計である技術評価点を当該入札参加者の入札価格で除し、1,000を乗じて得た評価値をもって行う。評価値の計算において入札価格は千円単位とし、1,000円未満の数値は小数点以下で扱う。

ただし、入札価格が調査基準価格(※1)を下回った場合は、調査基準価格で評価値を算出する。

評価値 = [(標準点) + (加算点)] / (入札価格) × 1,000
= {(技術評価点) / (入札価格)} × 1,000

※1:「静岡県低入札価格調査制度実施要領」第3条に定める調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)

(3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札し、次の(ア)、(イ)の要件に該当する者のうち(2)「総合評価の方法」により得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札候補者とする。(評価値は、小数点以下4位止め(5位を四捨五入)とする。このとき、同じ評価値がある場合は、評価値に差が生じるまで小数点以下の位止めを増やすこととする。)

ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは(ア)、(イ)の要件に該当する入札をした他の者のうち評価値の最も高い者を落札候補者として行うことがある。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 評価値が、標準点(100点)を予定価格(千円単位)で除し1,000を乗じた数値を下回らないこと。

イ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

ウ 入札後に落札候補者から提出された資格確認資料により、参加資格要件の詳細な確認を行う。その結果、参加資格要件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、次順位者を落札候補者とし、資格確認資料の提出を

求める。なお、落札者が決定するまで順次同様の手続きを行うものとする。

エ 入札後に落札候補者から提出された技術資料の根拠書類により、評価項目の詳細な確認を行う。その結果、評価項目の要件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。評価項目の要件を満たしていないと確認した場合は、次順位者を落札候補者とし、技術資料の根拠書類の提出を求めることがある。なお、落札者が決定するまで順次同様の手続きを行うものとする。

(4) 評価内容の担保

受注者の責により入札時の技術資料により提案した内容（「配置予定技術者」、「自社工場における製作」、「登録基幹技能者の配置」、「建設キャリアアップシステムの活用申請」等）が履行できない場合は、工事成績評定を不履行の項目ごとに5点減ずることとする。

1－8 入札日程

入札前の資格確認申請書	公告の日の翌日から令和8年10月8日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） ＜電子入札システムの場合＞ 午前9時から午後9時まで ただし、受付最終日は午前9時から午後4時まで ＜持参の場合＞ 午前9時から午後5時まで ただし、受付最終日は午前9時から午後4時まで （資格確認申請書は、各2部（正本1部、副本1部）を併せて契約条項を示す場所に持参） ＊提出資料については、入札公告「共通事項」参照	入札公告「共通事項」 2－2
入札参加資格の確認通知	令和8年10月9日（金）までに電子入札システムにより通知する（持参の場合は郵送により通知する）	
入札前の参加資格確認で入札参加資格がないと認められた者の請求期限	通知を受けた日から令和8年10月15日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） ＜電子入札システムの場合＞ 午前9時から午後9時まで。ただし、受付最終日は午前9時から午後5時まで ＊電子入札システムの場合は、送信後に富士土木事務所（TEL0545-65-2224）まで電話連絡を行うこと。 ＜持参の場合＞ 午前9時から午後5時まで（契約条項を示す場所）	入札公告「共通事項」 2－4
上記の回答期限	令和8年10月19日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）	入札公告「共通事項」 2－4
設計書及び図面（以下「設計図書等」という。）の交付	公告の日から令和8年10月19日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） 入札情報サービス（PPI）からダウンロードすること。	入札公告「共通事項」 2－3
図面の縦覧（貸出）期間	公告の日の翌日から令和8年10月19日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時まで	入札公告「共通事項」 2－3
設計図書等に対する質問受付期間	公告の日の翌日から令和8年10月13日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） ＜電子入札システムの場合＞ 期間内の午前9時から午後9時まで ただし、受付最終日は午前9時から午後5時まで	入札公告「共通事項」 2－3

	<持参の場合> 期間内の午前9時から午後5時まで	
上記の回答書縦覧等の期間	令和8年10月15日（木）から令和8年10月19日（月）まで	入札公告「共通事項」 2－3
入札書等受付期間 入札書等の提出	<電子入札システムの場合> 令和8年10月20日（火）から令和8年10月21日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） 期間内の午前9時から午後9時まで、ただし最終日は午後4時まで <持参の場合> 開札日時に契約条項を示す場所に以下の書類を提出すること。 ・入札書、委任状（代理人の場合）、入札参加資格確認通知書、入札価格（工事費）内訳書及び工事費積算資料。	入札公告「共通事項」 2－5
入札価格（工事費） 内訳書	工事の入札における全ての入札参加者は、入札書と同時に提出しなければならない。 また、入札後12か月以内に、発注機関の必要に応じ、より詳細な項目を記載した内訳書を提出する。	入札公告「共通事項」 2－6
開札日時	令和8年10月22日（木）午前10時00分	入札公告「共通事項」 2－7
入札後に行う資格 確認資料の提出	開札の日から令和8年10月26日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）（次順位者以降の者の期日は別途指示する。） <電子入札システムの場合> 午前9時から午後9時まで ただし、受付最終日は午前9時から午後4時まで ＊電子入札システムの場合は、送信後に富士土木事務所（TEL0545-65-2224）まで電話連絡を行うこと。 <持参の場合> 午前9時から午後5時まで（契約条項を示す場所）	入札公告「共通事項」 2－2
入札後の参加資格 確認で資格がないと認められた者の 請求期限	通知を受けた日から令和8年10月30日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）（次順位者以降の者の期日は別途指示する。） 午前9時から午後5時まで（契約条項を示す場所に提出すること。）	入札公告「共通事項」 2－4
上記の回答期限	上記請求期限の翌日から3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）	入札公告「共通事項」 2－4
落札者とならなかった者の請求期限	通知を受けた日から5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く） <電子入札システムの場合> 午前9時から午後9時まで ＊電子入札システムの場合は、送信後に富士土木事務所（TEL0545-65-2224）まで電話連絡を行うこと。 <持参の場合> 午前9時から午後5時まで（契約条項を示す場所）	入札公告「共通事項」 2－8

上記の回答期限	上記請求期限の翌日から 5 日以内	入札公告「共通事項」 2－8
---------	-------------------	-------------------

※紙による申請等は発注機関の承認が必要

1－8（2）工事費設計積算内訳書

工事費設計積算内訳 公開日時	開札後すみやかに公開する。（原則として開札日）
工事費設計積算内訳 の質問受付期間	開札の日から令和 8 年 10 月 26 日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） 午前 9 時から午後 5 時まで、ただし、最終日は午後 4 時まで ※本入札参加者のみ質問可能
工事費設計積算内訳 の質問書の回答	期間内に、「質問書」（設計内訳公開タイプ試行様式第 1 号）により、契約条項を示す場所に持参又は E メールにより提出すること。 ※E メールの場合は、送信後に富士土木事務所（TEL0545-65-2224）まで電話連絡を行うこと。
上記の回答期限	令和 8 年 10 月 29 日（木）まで

1－9 設計図書等の交付方法

① 設計図書等の交付
・原則 PPI により交付する。（必要により、有料で配布できる。）
② 設計図書等の縦覧・貸出
・契約条項を示す場所で縦覧・貸出を行う。

1－10 設計図書等に関する質問に対する回答

電子入札システムに回答を掲載する。 ＜縦覧の場合＞ ・契約条項を示す場所で縦覧を行う。

1－11 その他

調査基準価格の設定	調査基準価格の設定有 調査基準価格及び契約しない基準値の補正無
前払金	請負代金の 60%以内（ただし中間前払金 20%を含む）
部分払	請負代金が 100 万円以上 2,000 万円未満は 2 回以内、 2,000 万円以上 5,000 万円未満は 3 回以内、 5,000 万円以上は 4 回以内とする。
契約書作成	要
工程表の提出	要
工事工程月報	要
ISO を活用した監督業務	適用可
現場代理人及び技術者の氏名の通知	書面
火災保険付保の要否	否
法定外の労災保険付保の要否	要
当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無

1－12

本工事は、静岡県 週休2日推進工事（発注者指定型）です。

1－13 工事費設計積算内訳の公開

入札情報サービス（PPI）により公表する。

1－14 工事費設計積算内訳に関する質問に対する回答

入札情報サービス（PPI）により公表する。

1－15 再度入札

本公告「1－8（2）工事費設計積算内訳書」を行った場合、再度入札は行わない。